|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 様式第18号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書 |  |
|  |  |  |
|  |  年 月 日 |
|  |  | 様 |  |  |
|  |  | 　　　　　　　　日南町福祉事務所長 |  |
|  |  |
| 　　 年 月 日に申請のありました高額障害児（通所・入所）給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。 |  |
|  |  |
| 給付決定保護者氏名 |  | 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 給付決定に係る児童氏名 |  |  |
|  |  |
| 受付年月日 | 　 年 月 日 | 決定年月日 | 　　 年 月 日 |
| 本人支払額 | 円 |  | 申請に係るサービス利用月 | 　　 年 月分 |
| 支　給 | 　□する　　□しない | 支給金額 | 円 |  |
| 不支給の理由 |  |
|  |  |
| 振込先 | 金融機関 |  |  |
| 口座種目 |  |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |  |
|  |  |
| ・不服申立て及び取消訴訟 |
| 【高額障害児通所給付費の場合】 |
| １ | この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鳥取県知事に対し審査請求をすることができます。 |
| ２ | また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に日南町を被告として（訴訟において日南町を代表する者は日南町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| ３ | 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |
| 【高額障害児入所給付費の場合】 |
|   | この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鳥取県知事に対し審査請求をすることができます。また処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |
| 問い合わせ先 |
| 日南町福祉事務所（福祉保健課） |
|  | 住所 | 鳥取県日野郡日南町生山511-5 |
|  | 電話 | 0859-82-0374 |  |